

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	森林組合の森林経営規程の変更又は廃止の承認			根拠条項	第26条の3第3項				
審査基準	<p>第26条の3第3項の規定による森林組合の森林経営規程の変更の承認は、当該森林組合の変更後の森林経営規程が「森林経営規程例」（平成29年3月29日付け28林政経第325号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。</p> <p>また、同項の規定による森林組合の森林経営規程の廃止の承認は、当該規程に基づく森林経営事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行う。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 標準経由期間	2月 日	目次